

和光市公営企業告示第1号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画下水道事業の変更認可に係わる図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年2月9日

和光市下水道事業

和光市長 柴崎 光子



1 施行者の名称 和光市

2 都市計画事業の種類及び名称 和光都市計画下水道事業 和光公共下水道

3 事業計画

イ 事業地 縦覧する図面表示のとおり

汚水

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 昭和46年埼玉県告示第274号、昭和53年埼玉県告示第1801号、昭和58年埼玉県告示第1018号、昭和60年埼玉県告示第386号、昭和60年埼玉県告示第1918号、平成2年埼玉県告示第981号、平成4年埼玉県告示第1164号、平成9年埼玉県告示第418号、平成13年埼玉県告示第306号、平成16年埼玉県告示第651号、平成20年埼玉県告示第379号、平成25年和光市告示第47号、平成27年和光市告示第45号、平成30年和光市告示第61号、令和2年和光市告示第46号及び令和5年和光市告示第60号の事業地に、新倉八丁目及び下新倉六丁目を加え、新倉二丁目、新倉三丁目、新倉四丁目、新倉七丁目及び下新倉五丁目地内において事業地を変更する。

雨水

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 昭和46年埼玉県告示第274号、昭和53年埼玉県告示第1801号、昭和58年埼玉県告示第1018号、昭和60年埼玉県告示第386号、

昭和 60 年埼玉県告示第 1918 号、平成 2 年埼玉県告示第 981 号、平成 4 年埼玉県告示第 1164 号、平成 9 年埼玉県告示 418 号、平成 13 年埼玉県告示第 306 号、平成 16 年埼玉県告示 651 号、平成 20 年埼玉県告示第 379 号、平成 25 年和光市告示第 47 号、平成 27 年和光市告示第 45 号、平成 30 年和光市告示第 61 号、令和 2 年和光市告示第 46 号及び令和 5 年和光市告示第 60 号の事業地に、新倉八丁目及び下新倉六丁目を加え、新倉二丁目、新倉三丁目、新倉四丁目、新倉七丁目及び下新倉五丁目地内において事業地を変更する。

ロ 設計の概要 縦覧する設計の概要を示す図書のとおり

ハ 事業施行期間 自 昭和 46 年 3 月 12 日  
至 令和 7 年 3 月 31 日

4 縦覧場所 和光市上下水道部下水道課

5 縦覧期間 令和 6 年 2 月 9 日から  
令和 7 年 3 月 31 日まで